

第1章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

我が国は、生活環境の改善、医療技術の進歩等により、世界有数の長寿国となりました。その一方で、ライフスタイルや食生活の変化、高齢化の進展等により疾病構造が変化し、生活習慣病やその重症化等により、介護を要する人の増加、それを支える世代の減少等を背景とした、医療・介護の社会ニーズが増大しています。

また、ライフスタイルや価値観の多様化等により「食」を取り巻く環境も大きく変化し、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足といった栄養の偏り、食習慣の乱れによる肥満や生活習慣病の増加、食品の安全性や食品ロスの問題等、様々な課題が生じています。

母子保健の分野においては、核家族化や地域でのつながりの希薄化等、近年の妊産婦や子育て家庭を取り巻く環境が変化していることから、子育て支援の充実に加え、妊娠・出産支援の充実を図るとともに、出産後も安心して子育てができるようニーズに合わせた切れ目のない支援を提供することができる体制づくりが求められています。

このような状況の中、本市では、平成30（2018）年3月に「ともにつくる 生涯すこやかに暮らせるまち 深谷」を基本理念とする「第2次深谷市健康づくり計画」を策定し、ヘルスプロモーションの理念に基づいて、市民と地域、関係者、行政が協働して市民の健康づくりを支援する取組を推進してきました。

このたび、「第2次深谷市健康づくり計画」の計画期間が令和7（2025）年度で終了となることから、国や県の関連計画、本市の健康・食育・母子保健分野に関する施策や事業の成果・課題等を踏まえ、新たに「第3次深谷市健康づくり計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 健康づくりの各分野における動向

〈国の動向〉

(1) 健康日本21（第三次）のビジョン・基本的な方向性

令和5（2023）年5月に示された「21世紀における第三次国民健康づくり運動〔健康日本21（第三次）〕」では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョンが掲げられており、その実現のため、①健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの4つの基本的方向が設定されています。

（第二次）最終評価における指摘課題

- 一部の指標、特に一次予防に関連する指標が悪化している
- 全体としては改善していても、一部の性・年齢階級別では悪化している指標がある
- 健康増進に関連するデータの見える化・活用が不十分である
- PDCAサイクルの推進が国・自治体とも不十分である

社会変化予測

- 少子化・高齢化がさらに進み、総人口・生産年齢人口が減少し、独居世帯が増加
- 女性の社会進出、労働移動の円滑化、育児・介護との両立や多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大などを通じ社会の多様化がさらに進む
- あらゆる分野でデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速
- 次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応

【健康日本21（第三次）のビジョン・基本的な方向】

ビジョン

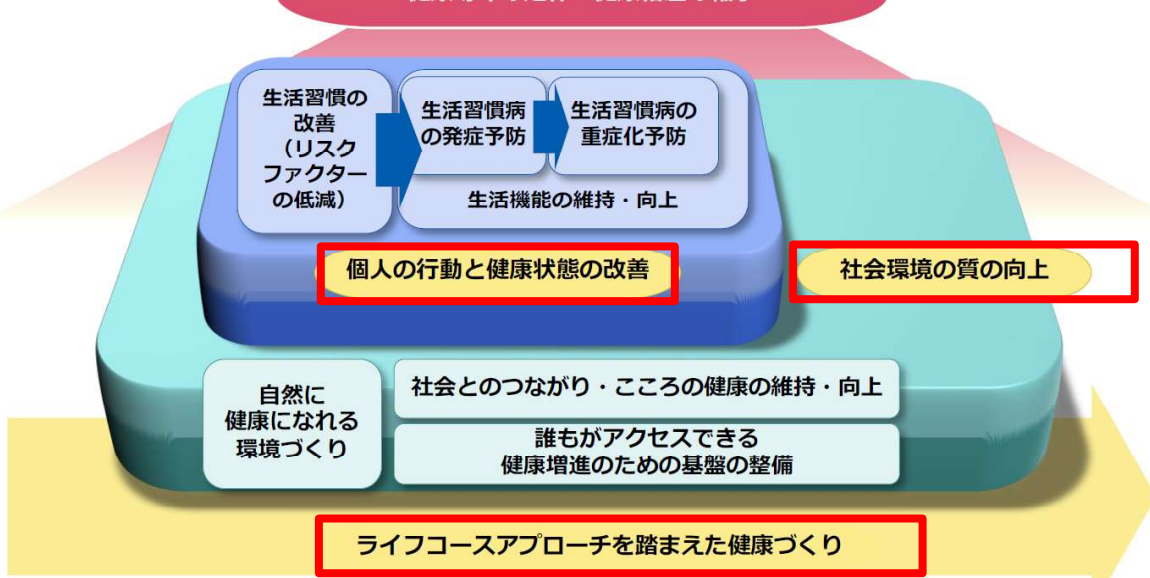
全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

① 誰一人取り残さない健康づくりを展開する（Inclusion）

② より実効性をもつ取組を推進する（Implementation）

- 多様化する社会において、集団に加え個人の特性をより重視しつつ最適な支援・アプローチの実施
- 様々な担い手（プレーヤー）の有機的な連携や、社会環境の整備
- ウェアラブル端末やアプリなどテクノロジーも活用したPDCAサイクル推進の強化

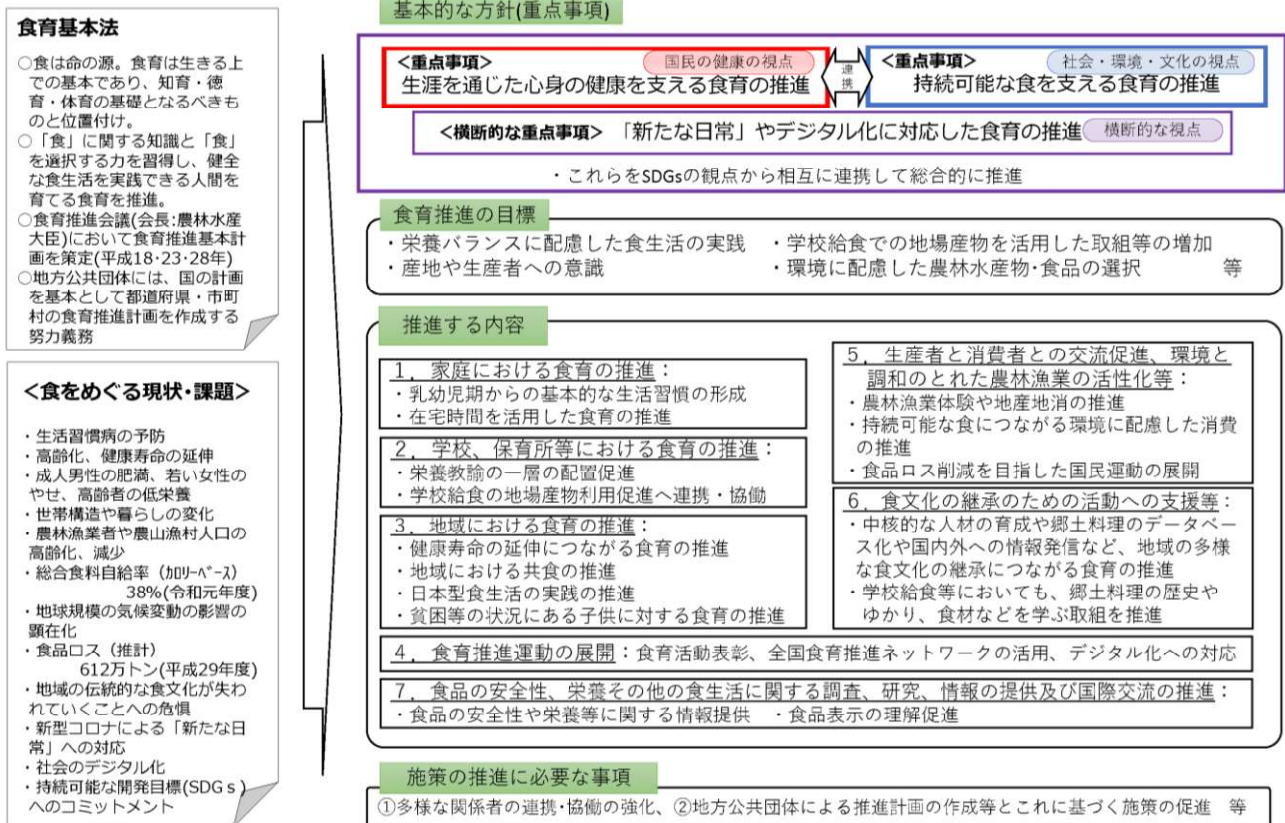
健康寿命の延伸・健康格差の縮小



(2) 第4次食育推進基本計画

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めています。令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を期間とする第4次食育推進基本計画では、基本的な方針として3つの重点事項を踏まえ、国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現を目指しています。

第4次食育推進基本計画（令和3（2021）～7（2025）年度）の概要



(3) 健やか親子21及び成育医療等基本方針

「健やか親子21」は、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する母子保健の国民運動として、平成13（2001）年より展開されてきており、令和5（2023）年度以降は、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置付け、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進しています。「健やか親子21」の取組により、子どもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親や子どもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進していくこととしています。

成育医療等基本方針は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする成育基本法に基づき、成育医療等の施策の推進に向けた基本的な考え方や関係者の責務・役割、成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項などについて示しています。

〈県の動向〉

(4) 第8次埼玉県地域保健医療計画

県においては、より一体的に保健医療施策を推進するため、「第4次埼玉県健康長寿計画」及び「第5次埼玉県食育推進計画」等を「埼玉県地域保健医療計画」へ統合し、令和6（2024）年3月に「第8次埼玉県地域保健医療計画」を策定しています。

埼玉県 地域保健医療計画（第8次）について①

策定過程

- ・地域保健医療計画推進協議会での審議（6月から1月にかけて計4回開催）
- ・県民コメントの実施（10～11月）
- ・地域保健医療協議会（県内10圏域で開催）

埼玉県医療審議会
中間報告（9月）
諮問・答申（1月）

埼玉県議会
議決（3月）

第1部 基本的な事項

人口減少・超少子高齢化という歴史的な課題に対応し、将来にわたり持続可能で質の高い保健医療体制を確保する

基本理念

1 ポストコロナにおける新興感染症発生・まん延時に向けた対策

- ・医療機関・検査機関・宿泊施設等と平時から協定を締結
- ・感染症発生時に適切な対応ができる人材を育成
- ・保健所の体制確保、衛生研究所の検査体制の整備と機能強化

2 今後増大する多様な医療需要に対応できる医療従事者の確保

- ・医学生向け奨学金制度等の活用
- ・認定看護師資格取得や特定行為研修の受講支援

3 安心と活気にあふれる高齢社会の実現に向けた健康づくりの推進

- ・県、市町村、企業、民間団体等の多様な主体による健康づくりの取組
- ・ココモティブシンドロームやフレイル予防を通じた生活機能の維持・向上
- ・乳幼児期から高齢期を通じ、生涯を通じた歯・口腔の健康づくり

4 誰もが安心して自分らしい暮らしができる、多様な方々が共生する社会の構築

- ・小児・AYA世代のがん患者に対する療養支援体制を構築
- ・女性、若者、中高年、失業者、年金受給者など誰も自叙に追い込まれることのない社会の実現に向け、対策を強化
- ・在宅難病患者一時入院事業に取り組み、レスパイトや風水害等に備えた事前の避難的入院ができる環境を整備

計画の位置付け

「健康長寿計画」や「感染症予防計画」など政策的に関連の深い11の個別計画を第8次計画に組み込み、より一体的に施策を推進。

計画期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間（3年後に中間見直し）

医療圏

現行計画と同様「埼玉県5か年計画」の10の地域区分を2次保健医療圏に設定。

基準病床数

全県で合計57,924床。地域医療構想で推計した2025年における必要病床数（54,210床）の確保に向け、当面の病床整備を行う。

第2部 暮らしと健康

誰もが、健康で、生き生きと暮らす健康長寿社会の実現を目指す

▶ **健康づくり対策** → 多様な主体により全世代の健康づくりを推進するため、循環器疾患、糖尿病、慢性腎臓病（CKD）や慢性閉塞性肺疾患（COPD）等の生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組む。

▶ **歯科保健対策** → 誰一人取り残さない歯科口腔保健、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指し、妊娠期から子育て期、成人期、高齢期と、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに取り組む。

▶ **アレルギー疾患対策** → 近年増加傾向にあるアレルギー疾患を有する者が、県内どこでも適切な医療を受けられ、環境に応じた必要な支援を受けることができるよう、医療人材の育成、患者支援に携わる関係者の資質向上等、体制を整備する。

▶ **健康危機管理体制の整備充実** → 感染症、食中毒など県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、健康危機管理マニュアルの整備等による危機管理体制の充実・強化に取り組み、迅速・的確に対応できる体制を整備する。

埼玉県 地域保健医療計画（第8次）について②

第3部 医療の推進

疾病、事業ごとの医療提供体制等の整備を行う

▶ **がん医療** → がん診療連携拠点病院等を中心とした質の高い医療提供体制の整備及び緩和ケアが適切に提供される体制を整備する。また、がん患者の就労に関する相談支援や、治療に伴う外見変化に対するケアの充実に取り組む。

▶ **循環器医療** → 脳卒中及び心筋梗塞等の発症予防・重症化予防に向けた生活習慣の改善や早期受診の重要性の普及啓発、急性期、回復期から社会復帰に向けた切れ目のない医療提供、リハビリテーションを通じ、患者支援体制の充実に取り組む。

▶ **精神疾患医療** → 多様な精神疾患等に適切に対応するため、個々の医療機関の役割や機能を明確にし、連携体制を整備する。また、精神疾患の救急医療体制の充実等により、誰もが安心して自分らしい暮らしができるよう取り組む。

▶ **救急医療** → 搬送困難事案を削減するため、救急車適正利用の促進、受入医療機関の整備促進、救急医療情報システムを活用した救急搬送の強化等に取り組む。

▶ **災害時医療** → 災害医療コーディネート体制の整備、多職種参加の訓練の実施等により、災害時に県民が必要な医療を受けられる体制を構築する。

▶ **周産期医療** → 母体・新生児搬送調整等によるハイリスク分娩への対応により、全ての妊産婦が分娩のリスクに応じ出産できる体制を構築する。

▶ **小児医療** → 身近な地域で夜間・休日に初期救急医療を受けられる体制の充実、重症・重篤患者に迅速かつ適切な救命措置を行う小児救命救急センター等の体制の充実、医療的ケア児の在宅支援を担う人材の養成及び多職種連携体制の構築に取り組む。

▶ **感染症医療** → 関係機関との協定締結により、必要な体制の迅速かつ確実な立ち上げを確保するとともに、平時から感染症対応人材を育成し、医療機関の感染症への対応力の向上を図る。

▶ **在宅医療の推進** → 入退院支援、日常療養生活支援、急変時対応及び在宅での看取りについて、医療や介護の多職種連携を図り、在宅医療の提供体制を構築する。

第4部 地域医療構想

県民が住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、令和7年（2025年）における医療需要を基に、本県の医療提供体制整備の方向性と地域医療構想の推進体制を示す。

第5部 医療従事者の確保等

今後増大する多様な医療需要に対応できる医療従事者を確保する

▶ **医師の確保** → 今後増大する多様な医療需要や地域偏在や診療科偏在を解消するため、医学生向け奨学金制度の活用等による医師確保を図るとともに、臨床研修医や専攻医の確保の取組を促進する。

▶ **医療従事者等の確保** → 認定看護師資格取得や特定行為研修の受講支援等により、専門性の高い看護職員を育成・確保する。また、薬剤師の資質向上を図るとともに、薬剤師の就労状況を把握し、必要な確保策を検討する。

第6部 医療費適正化計画

県民の生活の維持・向上を図りながら医療費の適正を図る

▶ **住民の健康の保持の推進** → 医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の推進、市町村による健康増進事業の支援、保険者協議会を通じた連携体制の推進等により、県民一人一人が望ましい生活習慣を実践できるよう取り組む。

▶ **医療の効率的な提供の推進** → 医療機能の分化・連携や、医療・介護の連携により、限られた医療資源を効率的に活用するとともに、多剤・重複投薬の防止や残薬対策の推進、ジェネリック医薬品の使用推進に取り組む。

計画の進捗評価

▶ **4.2指標**を設定（別紙のとおり）。達成状況を評価しPDCAサイクルを活用して計画を着実に推進していく。

【新たに設定する 主な指標例】
・新興感染症発生時における病床の確保数
・看護師の特定行為研修修了者 等

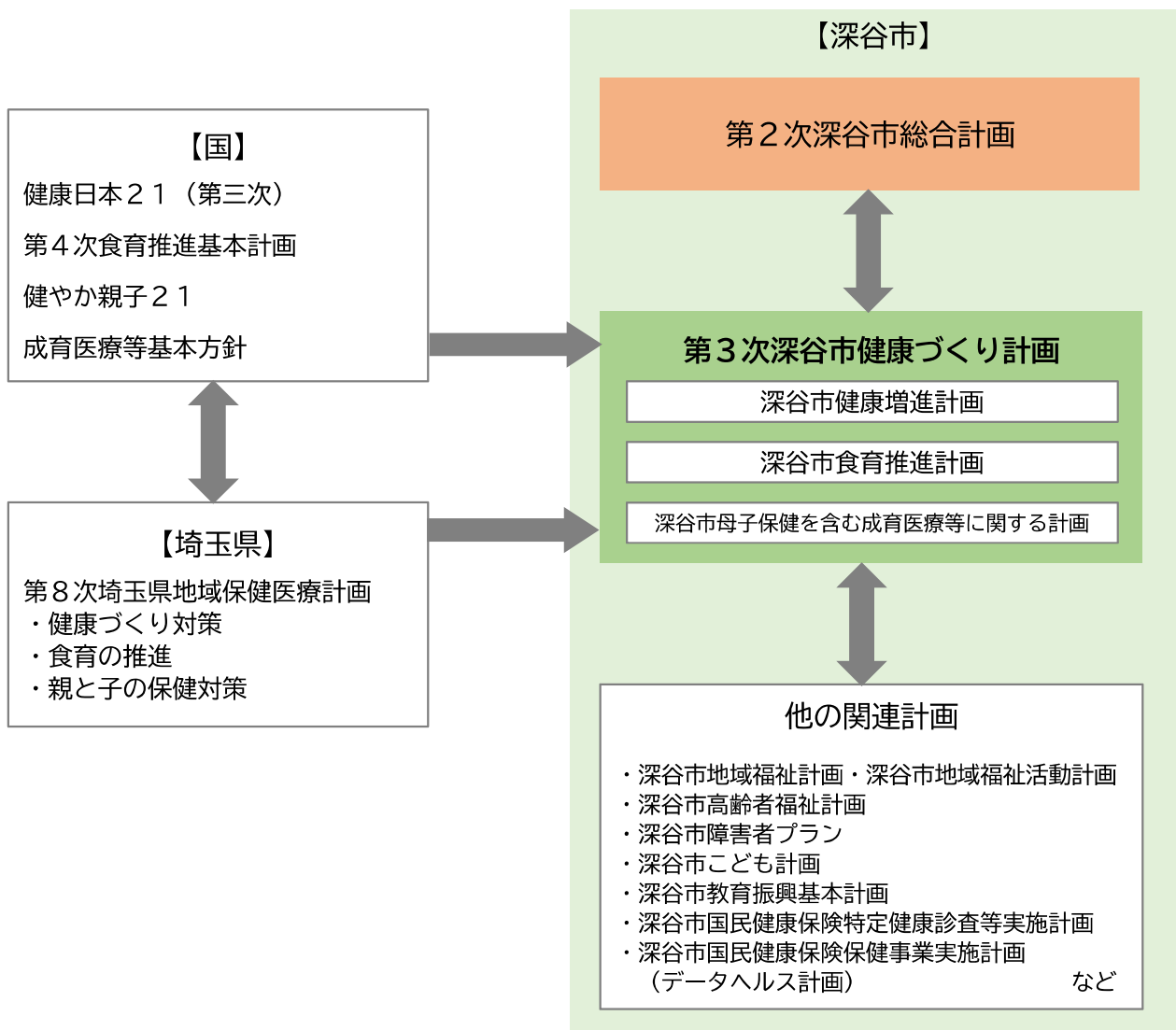
3 計画の位置付け

本計画は、健康増進法第8条に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」、成育医療等基本方針に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を一体的に策定するものです。

また、国の「健康日本21（第三次）」、「第4次食育推進基本計画」、「成育医療等基本方針」を踏まえるとともに、県の「第8次埼玉県地域保健医療計画」に位置付けられている「健康づくり対策」、「食育の推進」、「親と子の保健対策」の内容を勘案し、市における具体的な取組内容を定めるものです。

さらに、「第2次深谷市総合計画」を上位計画とした、市の個別分野の計画に位置付けられる計画であり、他の関連計画との整合を図ります。

【計画の位置付け】



4 計画期間

計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
国	健康日本21(第三次)(~令和17年度)						
	健やか親子21(第2次)(~令和17年度)						
	第4次食育推進基本計画			次期計画			
埼玉県	埼玉県地域保健医療計画(第8次)						次期計画
深谷市	第2次深谷市総合計画(後期基本計画)				次期計画		
	深谷市 自殺対策計画	第2次深谷市自殺対策計画					
	第2次深谷市健康づくり計画		第3次深谷市健康づくり計画				

5 計画の策定体制

(1) 深谷市健康づくり推進協議会での検討

本計画の策定に当たり、保健福祉関係者、学識経験者、関係団体の代表者及び市民などからなる深谷市健康づくり推進協議会を開催し、計画内容の検討を行いました。

(2) 庁内関係各課での検討

関係所管課において、計画素案の検討、目標指標の設定など、計画内容の調整と検討を行いました。

(3) アンケート調査の実施

本計画の策定に当たっては、20歳以上の市民2,494人、16歳から19歳までの市民1,191人、乳幼児健診等来所の保護者350人をそれぞれ対象とし、アンケート調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

令和8年1月9日から1月23日までパブリックコメントを実施し、計画案に対して、幅広く市民からのご意見を募集しました。